



2026 年 9 月 9 日

各 位

会 社 名 シェアリングテクノロジー株式会社
代 表 者 名 代表取締役 CEO 片山 善隆
(コード: 3989 東証グロース)
問 合 せ 先 管 理 部 長 矢 野 悟
(TEL. 052-414-5919)

会 社 名 M P - 2 6 0 6 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 金 子 哲 也

**MP-2606 株式会社によるシェアリングテクノロジー株式会社（証券コード: 3989）に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ**

MP-2606 株式会社は、本日、シェアリングテクノロジー株式会社の株券等を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、MP-2606 株式会社（公開買付者）が、シェアリングテクノロジー株式会社（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2026 年 9 月 9 日付「シェアリングテクノロジー株式会社（証券コード: 3989）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

各 位

会 社 名 MP-2606 株式会社
代 表 者 名 代表取締役 金子 哲也

シェアリングテクノロジー株式会社（証券コード：3989）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

MP-2606 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、シェアリングテクノロジー株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロース市場上場、証券コード：3989、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全て（本新株予約権（本新株予約権及び各新株予約権の名称については、下記「（2）買付け等を行う株券等の種類」の「② 新株予約権」において定義します。以下同じです。）の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

公開買付者は、2026 年 6 月 11 日に設立された、本日現在、MBK パートナース株式会社又はその関係会社（以下「MBK パートナース」と総称します。）が、サービスを提供するファンドである MBK Partners JC V, L.P.（以下「MBK ファンド（ケイマン）」といいます。）及び Hippo Finance Limited（以下「MBK ファンド（アジア）」といい、MBK ファンド（ケイマン）と併せて「MBK ファンド」と総称します。）が発行済株式の全てを所有する完全子会社です。公開買付者の株式は、MBK ファンド（ケイマン）が 326 株（所有割合：86.93%）、MBK ファンド（アジア）が 49 株（所有割合：13.07%）を所有しております。なお、所有割合は、いずれも公開買付者の発行済株式総数（自己株式を除きます。）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。さらに、本日現在、MBK パートナース、MBK ファンド及び公開買付者は、対象者株式及び本新株予約権を所有しておりません。

また、MBK パートナースは 2005 年 3 月に設立された、日本、中華人民共和国及び大韓民国の東アジア 3 カ国でのプライベート・エクイティ投資に特化した独立系プライベート・エクイティ・ファームです。グローバルの企業、銀行、金融機関、ファミリー・オフィス、公的年金、財団、政府系ファンド、ファンド・オブ・ファンズなどの機関投資家を主とする投資家の支援を得て、本日現在、約 330 億米ドルの運用金額を有し、小売／消費財、通信／メディア／テクノロジー、金融サービス及びヘルスケアの分野を中心に大企業から中堅企業までを対象として投資を行っており、投資後においては、投資先企業に対して企業価値の最大化のための経営支援を積極的に行っております。本日現在の投資実績については、2005 年 3 月の設立以来、東アジア諸国において 84 件の投資実績を有し、そのうち日本においては、弥生株式会社、株式会社ユー・エス・ジェイ、株式会社インボイス、株式会社コメダ、TASAKI 株式会社（旧田崎真珠株式会社）、株式会社アコーディア・ゴルフ、黒田電気株式会社、オーキッド株式会社（旧ゴディバジャパン株式会社）、株式会社ツクイホールディングス、EPS ホールディングス株式会社、株式会社 SOYOKAZE（旧株式会社ユニマツトリタイアメント・コミュニティ）、株式会社 HITOWA（旧 HITOWA ホールディングス株式会社）、ジャパンベストレスキューシステム株式会社、アリナミン製薬株式会社、FICT 株式会社、株式会社ソラスト及びアルテミラ・ホールディングス株式会社等、17 社・22 件の投資実績があります。投資実行後においては、個社ごとのバリューアップテーマに対して経営陣とともに中長期的に取り組んだ実績を有しております。

今般、公開買付者は、東京証券取引所グロース市場に上場している対象者株式の全て（本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得し、対象者を完全子会社化することを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、本日付で、対象者の主要株主であり筆頭株主である Asset Value Investors Limited（以下「AVI」といいます。）との間で、AVI が運用業務を受託する AVI Japan Opportunity Trust Plc 及び AVI Japanese Special Situations Fund が所有する対象者株式の全て（7,078,700 株、所有割合（注 1）：28.08%）について、一定の場合を除き、本公開買付けに応募し、かつ、当該応募を撤回しないこと等を内容とする公

開買付応募契約を締結しております。

(注1)「所有割合」とは、対象者が2026年8月14日付で公表した「2026年9月期 第3四半期決算短信〔IFRS〕(連結)」(以下「対象者第3四半期決算短信」といいます。)に記載された2026年6月30日現在の発行済株式総数(24,429,800株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(498,532株)を控除した株式数(23,931,268株)に、対象者から本日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権(12,800個)(注2)の目的となる株式数(1,280,000株)を加算した株式数(25,211,268株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。)をいいます。

(注2)公開買付者が、対象者から本日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権の個数及びその目的となる対象者株式の数の内訳は、以下のとおりです。なお、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、本新株予約権の所有者(以下「本新株予約権者」といいます。)がその所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡することについて、実際に本公開買付けへの応募があった本新株予約権に限り、包括的に承認することを決議したとのことです。

新株予約権の名称	個数	目的となる対象者株式の数
第15回新株予約権	1,800個	180,000株
第16回新株予約権	11,000個	1,100,000株
合計	12,800個	1,280,000株

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限(注3)を16,030,200株(所有割合:63.58%)と設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(16,030,200株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者は、対象者株式の全て(本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限(16,030,200株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注3)買付予定数の下限(16,030,200株)は、対象者第3四半期決算短信に記載された2026年6月30日現在の発行済株式総数(24,429,800株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(498,532株)を控除した株式数(23,931,268株)に、第15回新株予約権(1,800個)の目的となる対象者株式(180,000株)を加算した株式数(24,111,268株)に係る議決権の数(241,112個)に3分の2を乗じた数(160,742個)(小数点以下を切り上げ)から、第15回新株予約権のうち、本日付で、公開買付者が誓約書を取得している第15回新株予約権者4名が保有する第15回新株予約権(440個)の目的となる対象者株式(44,000株)に係る議決権の数(440個)を控除した議決権の数(160,302個)に、対象者の単元株式数(100株)を乗じた数(16,030,200株)です。これは、公開買付者が本取引において対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているところ、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が対象者株式の全て(本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できず、対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)の процедуру実施する場合には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本株式併合の процедуру確実に遂行すべく、本公開買付けの成立後に公開買付者が所有する対象者の議決権の数及び本日付で、公開買付者が誓約書を取得している第15回新株予約権者4名が保有する第15回新株予約権の目的となる対象者株式に係る議決権の数の合計が、対象者の総株主等の議決権の数の3分の2以上となるようにするためです。なお、第15回新株予約権のうち440個及びその目的となる対象者株式(44,000株)につきましては、当該第15回新株予約権が行使された場合には、その行使により取得する対象者株式について、本株式併合に賛成することを定めた誓約書を公開買付者が本日付で対象者グループ(対象者、及び連結子会社3社により構成される企業グループ)の役職員4名より取得していることから、買付予定数の下限の計算において分子から控除しております。また、第16回新株予約権につきましては、業績達成要件(以下に定義します。)(注4)を充足した場合においても行使せず、本公開買付価格(1,550円)と第16回新株予約権の行使価格(839円)との差額(711円)に第16回新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式(100株)及び第16回新株予約権者が所有する第16回新株予約権の数を乗じて算出される金額(但し、対象者が株式併合又は株式分割等、対価の調整を要する行為を行った場合には、合理的に調整された金額)

により、対象者による相対取引による有償取得に応じる旨の誓約書を対象者が本日付で第 16 回新株予約権者全員から取得しているため、買付予定数の下限の計算において分母に含めておりません。

- (注 4) 本新株予約権の発行要項によれば、本新株予約権者は、2026 年 9 月期から 2029 年 9 月期までのいずれかの事業年度に係る決算短信に記載された営業利益の金額が 2,500 百万円以上となった場合（以下「業績達成要件」といいます。）に、当該決算短信の公表日の翌日以降、行使することができるとされておりますが、対象者の 2026 年 9 月期の決算短信の公表日は 2026 年 11 月中旬であるため、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案を含む臨時株主総会の基準日（本日現在、2026 年 11 月 4 日が当該基準日となる予定です。）において、業績達成要件を満たす予定ではありません。

本公開買付けの概要は、以下のとおりです。

(1) 対象者の名称

シェアリングテクノロジー株式会社

(2) 買付け等を行う株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権

(i) 2024 年 8 月 30 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 15 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2026 年 11 月 1 日から 2030 年 12 月 31 日まで）

(ii) 2024 年 8 月 30 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 16 回新株予約権」といい、第 15 回新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。）（行使期間は 2026 年 11 月 1 日から 2030 年 12 月 31 日まで）

(3) 買付け等の期間

2026 年 9 月 10 日（木曜日）から 2026 年 10 月 27 日（火曜日）まで（30 営業日）

(4) 買付け等の価格

① 普通株式 1 株につき、金 1,550 円

② 新株予約権

(i) 第 15 回新株予約権 1 個につき、金 1 円

(ii) 第 16 回新株予約権 1 個につき、金 1 円

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	25,211,268 (株)	16,030,200 (株)	— (株)
合計	25,211,268 (株)	16,030,200 (株)	— (株)

(6) 決済の開始日

2026 年 11 月 4 日（水曜日）

(7) 公開買付代理人

SMB C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が 2026 年 9 月 10 日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以 上